

## 統計センターが実施している業務について

平成 18 年 9 月 21 日  
総務省統計局  
独立行政法人統計センター

### 1. 統計局所管の指定統計調査における製表の位置付け

国が作成する統計は、国の政策運営や事業者・国民の意思決定等に不可欠な情報であり、社会の発展を支える情報基盤として必要な統計を提供することは政府の基本的な行政サービスの一つである。

総務省統計局は、このような国の統計のうち、特に重要とされる指定統計として13の統計を所管しており、その結果は、議員定数や市の要件を定める法定人口として、また、景気判断や年金等の給付額の決定などの各種の政策判断に不可欠な指標として、広く用いられている。また、各種の政策ニーズや多様な利用に対応する観点から、地域別、産業・職業別などの詳細な結果の作成も必要となる。

このような重要統計の提供について、政府として責任をもって確実かつ迅速に行うため、全国の地方公共団体から提出された膨大な調査票から統計を作成するまでの一連の業務（製表）については、独立行政法人統計センターにおいて統一的に実施することとしている。

具体的な製表の実施については、中期目標に基づき、統計局は統計センターに対し、製表を実施する際の基本となる考え方等を明示しており、統計センターは、それらに基づき具体的な製表処理手続を作成し、実施した製表の結果を統計局に提出している（別紙 1）。

### 2. 製表に求められる品質等

前述のとおり、統計局所管の指定統計調査は、政策ニーズや多様な利用に対応する必要があるため、これらの製表においては、一定の期間内にタイムリーに結果を提供（注1）することに加え、正確性・信頼性の観点から以下の品質が求められている。（別紙 2）

(注1)大規模周期統計調査については、膨大な調査票(国勢調査の場合、約5000万枚)に対して概ね1年以内という公表期限の中で、製表を実施する必要がある。また、月次の経常調査(家計調査、消費者物価指数、労働力調査)については、調査票の提出を受けた月の月末までという厳しい公表期限の中で、毎月、製表を実施する必要がある。

## (1) 正確性

### 適正な符号格付

国民経済計算の推計や産業政策等の各種施策に活用するため、産業・職業別の詳細な結果が求められることから、統計局所管の指定統計調査の多くにおいては、調査票に記入された産業や職業等の内容を統計上の分類項目のいずれに該当するかを判断し分類する業務(符号格付)が必要である。このため、適正な符号格付がなされる割合を可能な限り100%の水準とすることが必要である。

### 高水準の審査

ア 個別の調査票の段階での審査については、現実を的確に反映するよう、膨大なデータの中から記入不備や矛盾を可能な限り検出し、必要に応じて訂正することが必要である。

イ データを集計した段階での審査については、その結果数値の整合性、妥当性を評価することによって、個別の調査票の審査からは見出せなかった記入不備や矛盾等を可能な限り検出し、必要に応じて訂正することが必要である。

近年の調査環境の変化に伴って調査票の記入不備等が増加していることから、製表における正確性確保に向けた取組の困難さが増している状況にある。

## (2) 信頼性

国民・企業の秘密を含む調査票の情報、市場に影響を与え得る公表前の統計情報を取り扱うことから、国民や市場の信頼を得る必要があり、これらの情報の管理の徹底が必要である。

## 3. 統計センターの業務の概要

### (1) 統計センターの目的、業務の概要

統計センターは、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うこと

により、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的として設置された独立行政法人である。

製表については、概ね「調査票の受付」、「調査票の入力」、「分類符号の格付」、「データチェック審査」、「結果表審査」の工程（別紙3）により行われている。

## （2）品質等確保の措置

統計センターにおいては、上記2の製表に求められる品質等を確保するため、期限内に以下の措置を講じている。

### 正確性

#### ア 符号格付

処理基準の策定、社会情勢の変化等に対応した随時の基準の改訂を行っている。

また、個別の統計の集計に当たっては、符号格付結果の厳格な検査等を実施している。

#### イ 審査

個別の調査票の段階での審査については、疑わしい記入のすべてについて、他の調査項目等を参照の上、適否を判断し、必要に応じて適正な内容に訂正する処理を実施している。

また、データを集計した段階での審査については、時系列比較や地域間比較により、変動幅等から見た妥当性等を審査し、必要に応じ調査票に遡って精査する処理を実施している。

### 信頼性

厳格な情報管理による信頼性確保のため、外部との往来を遮断する管理システムや暗号化等のセキュリティシステムの構築、個々の職員のコンプライアンスの徹底等を実施している。

## 4．統計センター業務の民間開放に向けた課題等について

### （1）品質等の確保

統計は「正確」で「調査対象者の情報は守られている」という国民の信頼の上で成立しているものであるため、誤った結果

の公表や情報漏洩等が統計行政全体に与える影響等を考慮すると、品質の維持・向上については特に実効のある事前措置や実施中の検証措置が必要である。

## (2) 民間事業者の状況に応じた民間開放の推進

品質等の維持・向上を図りつつ業務の民間開放を行っていく上では、製表業務を行っている民間事業者の状況を的確に把握し、それに応じた取組を進めていくことが必要である。なお、統計センターにおいて、民間事業者にヒアリングを実施した結果によれば、

民間事業者が行っている製表は、調査対象数でみて数千～数万の規模の調査が中心である。

統計局の統計調査に用いられる産業・職業分類等の符号格付の経験は少なく、市場調査における特定商品の分類や消費者の反応のような比較的判断の余地が限られているものが中心である。

製表に専任で従事する社員は数十名以下である。

との状況がみられ、民間開放の推進に向け、その実情について更に詳細を把握する必要がある。

## (3) 独立行政法人の見直しとの関係

統計センターは平成19年度に中期目標期間が終了することから、独立行政法人通則法(注2)に基づき、組織・業務全般の見直しが行われる。この見直しと民間開放に向けた取組との関係についても留意する必要がある。

(注2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

## 統計局が示す製表の基本的な考え方と統計センターで行う 製表業務の関係について

### 統計局が示す製表業務を実施する際の基本的な基準

- ・ 準拠すべき分類区分の基準（分類区分）
- ・ データチェックの基本的な考え方（集計対象外とする範囲、聞き取り世帯の取扱い等）
- ・ 結果表作成に必要な集計上の取扱い（表頭・表側事項、平均値の算出方法等）
- ・ 製表の期限 等

### 統計センターが作成する具体的な事務手続

- ・ 実際に分類を行うための事務要領（分類の具体的な内容例示、適用上の注意事項等）
- ・ データチェック要領（調査項目間の関係に基づく具体的なエラー検出と審査・訂正方法等）
- ・ 結果表審査要領（検査すべき具体的な変動幅の設定、結果審査のための結果表の内容） 等

（参考）独立行政法人統計センター中期目標（抜粋）

#### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

##### 1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項

各種施策その他の基礎資料を得るために総務省が実施する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査のうち、次に掲げるものについて、センターは、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するとの観点から、総務省が明示した基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに該当区分の製表結果を総務省に提出する。また、製表結果の精度確保やプライバシー等の秘密の保護のために必要な措置を講じる。

# 統計局所管の指定統計調査の製表に関する現状について

## 大規模周期調査

( 1 年より長い周期で統計局が実施する指定統計調査 )

調査名		集計対象数	符号格付業務の概要	調査・公表時期	
国勢調査	抽出速報集計	約 70 万世帯	勤め先の事業内容を産業小分類 (228 区分)、仕事の内容を職業小分類 (274 区分) に符号格付	平成 17 年 10 月調査	平成 18 年 6 月 (公表)
	1 次基本集計	約 5000 万世帯	符号格付なし		平成 18 年 10 月(公表予定)
	2 次基本集計	約 5000 万世帯	勤め先の事業内容を自治体が産業大分類 (19 区分) に符号格付したものを検査		平成 19 年 1 月 (公表予定)
	3 次基本集計	約 5000 万世帯	仕事の内容を職業大分類 (10 区分) に符号格付		平成 19 年 12 月(公表予定)
住宅・土地統計調査		約 450 万世帯	符号格付なし	平成 15 年 10 月調査 速報：平成 16 年 7 月 確報：平成 17 年 3 月	
就業構造基本調査		約 50 万世帯	勤め先の事業内容と前の職場の事業内容を産業中分類 (80 区分)、現在の仕事の内容、前の仕事の内容、現在の副業の内容を職業中分類 (61 区分) に符号格付	平成 14 年 10 月調査 都道府県別就業状況：平成 14 年 12 月 確報：平成 15 年 7 月	
社会生活基本調査		約 10 万世帯	仕事の内容を職業中分類 (59 区分)、記入された行動内容を行動分類 (85 区分) に符号格付	平成 13 年 10 月調査 生活行動編：平成 14 年 7 月 生活時間編：平成 14 年 9 月 詳細行動時間：平成 15 年 3 月	
全国物価統計調査		約 20 万店舗	符号格付なし	平成 14 年 11 月調査 大規模店舗速報：平成 15 年 6 月 特売価格・小規模店舗速報：平成 15 年 7 月 地域差指数確報：平成 16 年 4 月 <small>地域差指数の確定をもって確報</small>	
全国消費実態調査		約 10 万世帯	家計簿に記入された収入・支出の内容を収支項目分類 (378 区分) に分類符号格付	平成 16 年 9 月～11 月調査 耐久消費財：平成 17 年 7 月 家計収支・貯蓄負債：平成 17 年 9 月 家計資産：平成 18 年 3 月	
事業所・企業統計調査		約 600 万事業所	事業内容を自治体が産業小分類 (482 区分) に分類符号格付したものを検査	平成 16 年 6 月調査 速報：平成 17 年 5 月 確報：平成 17 年 10 月	
サービス業基本調査		約 50 万事業所	主産業及び従産業の事業内容をサービス部門の産業小分類 (主産業 146 区分、従産業 177 区分) に分類符号格付	平成 16 年 6 月 速報：平成 17 年 5 月 確報：平成 17 年 12 月	

## 経常調査

(毎月実施される指定統計調査)

調査名	集計対象数	符号格付業務の概要	公表時期等
家計調査	約 9000 世帯	家計簿に記入された収入・支出の内容を収支項目分類 (562 区分) に符号格付	調査月 (家計簿対象月) の翌月末  調査票 (家計簿) は半月毎 (上期と下期) に分けて提出 下期の家計簿は翌月中旬に提出され、当該月末に公表 (下期分を実質 10 日間で製表)
労働力調査	約 4 万世帯	勤め先の事業内容を産業中分類 (80 区分) に、仕事の内容を職業中分類 (59 区分) に分類符号格付	調査月 (月末現在の就業状況等) の翌月末  調査票が翌月中旬に提出され、当該月末に公表 (実質 11 日間で製表)
小売物価統計調査 消費者物価指数 (CPI)	約 3 万店舗	符号格付なし	調査月 (上・中・下旬の価格) の翌月末  速報 (東京都区部分月中旬価格) は当月中に公表 (実質 9 日間で製表)

## その他の調査

(4 半期、1 年周期の指定統計調査)

調査名	調査客体数	符号格付業務の概要	公表時期等
科学技術研究調査	約 2 万事業所	符号格付なし	毎年調査で年内公表  10 月までに最終的な調査票を受領し 12 月に公表
個人企業経済調査	約 4000 事業所	符号格付なし	四半期調査で公表は以下のスケジュール 〔 四半期：5 月公表、 四半期：8 月公表 〕 〔 四半期：11 月公表、 四半期：2 月公表 〕  調査票の提出を受けて、実質 21 日間で製表

# 統計センターの業務について

## 1 統計センターの業務

国勢調査を始めとする国の基本的な統計等の製表業務を、正確性、迅速性、信頼性を確保しつつ、安定的に実施すること。

## 2 製表業務の流れ

統計センターの製表業務は、概ね以下の工程に沿って実施されている。

